

2025年12月25日 一部改正  
2025年7月30日 技術委員会 審議

## 伸縮継手の現状検査

### 改正対象

鋼船規則検査要領 B 編  
高速船規則検査要領

### 改正理由

IMO では、SOLAS 条約等の条約及び関連するコードによる検査について、「検査と証書の調和システム（HSSC）に基づく検査ガイドライン」を策定している。また、IACS では、IACS 統一規則 Z1において、当該ガイドラインに示される検査項目の中から船級要件として必要と考えられる要件を定めており、本会は、IACS 統一規則 Z1 に基づき、関連規定を本会規則に取り入れている。

2023年12月に開催された IMO 第33回総会において、最新の条約及びコードの要件に合致した検査項目とするよう当該ガイドラインの改正が行われ、IMO 決議 A.1186(33)として採択された。これに関連して、IACS は統一規則 Z1 の見直しを行い、2024年9月に IACS 統一規則 Z1(Rev.10)として採択した。

今般、IACS 統一規則 Z1(Rev.10)に基づき、伸縮継手の現状検査に関する規定を改める。

### 改正内容

- (1) 年次検査における現状検査の対象を、「海水系統の伸縮継手」から「貫通部及び非金属性伸縮継手が最上位の喫水線より下方に位置する場合」の「非金属性伸縮継手」に改める。
- (2) 当該伸縮継手に関連する整備記録の確認を検査項目に加える。

### 施行及び適用

2026年1月1日以降に申込みのあった定期的検査に適用

ID:DD25-18

「伸縮継手の現状検査」新旧対照表

新	旧	備考
<b>鋼船規則検査要領 B 編 船級検査</b>	<b>鋼船規則検査要領 B 編 船級検査</b>	
<b>B3 年次検査</b>	<b>B3 年次検査</b>	
<b>B3.3 機関の年次検査</b> <p><b>B3.3.1 現状検査</b> (-1.から-4.は省略)</p> <p>-5. 規則 B 編 3.3.1-1.(1)の適用上, 次の(1)から(9)による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 重要な補機のうち 1 つが作動不能になった場合であっても, 推進機関の正常な作動を維持又は回復できることを確認する。</li> <li>(2) 主機, 推進補機及び船舶の安全のための重要な補機を操作する装置の現状を確認する。</li> <li>(3) 機関制御室から主機及び他の機関を操作する装置の現状を確認する。</li> <li>(4) 機関, ポイラその他の圧力容器, 並びに関連する管装置及び取付物が, 可動部, 高温部及びその他の危険部位に十分な考慮を払い, 船上の人員の危険を最小限とするよう設置及び保護されていることを確認する。</li> <li>(5) 船外からの援助を受けることなく, デッドシップ状態から機関を始動し, 運転可能とする手段が設けられていることを確認する。</li> <li>(6) 実行可能な限り, 主電源及び照明機器を含む電</li> </ul>	<p><b>B3.3 機関の年次検査</b></p> <p><b>B3.3.1 現状検査</b> (-1.から-4.は省略)</p> <p>-5. 規則 B 編 3.3.1-1.(1)の適用上, 次の(1)から(9)による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 重要な補機のうち 1 つが作動不能になった場合であっても, 推進機関の正常な作動を維持又は回復できることを確認する。</li> <li>(2) 主機, 推進補機及び船舶の安全のための重要な補機を操作する装置の現状を確認する。</li> <li>(3) 機関制御室から主機及び他の機関を操作する装置の現状を確認する。</li> <li>(4) 機関, ポイラその他の圧力容器, 並びに関連する管装置及び取付物が, 可動部, 高温部及びその他の危険部位に十分な考慮を払い, 船上の人員の危険を最小限とするよう設置及び保護されていることを確認する。</li> <li>(5) 船外からの援助を受けることなく, デッドシップ状態から機関を始動し, 運転可能とする手段が設けられていることを確認する。</li> <li>(6) 実行可能な限り, 主電源及び照明機器を含む電</li> </ul>	

## 「伸縮継手の現状検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p>気設備の外観検査並びに当該電気設備の作動状態が正常であることを確認する。</p> <p>(7) 衝撃、火災及びその他の電気に起因する危険性に対する措置について、保守されていることを全般的に確認する。</p> <p>(8) 船側を貫通する配管系統において、貫通部及び非金属性伸縮継手が最上位の喫水線より下方に位置する場合に、当該継手の現状を、外観検査により確認し、関連する整備記録を確認する。</p> <p>(9) 燃料油、潤滑油及びその他の可燃性油を含むタンクの弁の遠隔閉鎖装置について、現状良好であることを確認する。</p>	<p>気設備の外観検査並びに当該電気設備の作動状態が正常であることを確認する。</p> <p>(7) 衝撃、火災及びその他の電気に起因する危険性に対する措置について、保守されていることを全般的に確認する。</p> <p>(8) 外観検査により、海水系統の伸縮継手の現状を確認する。</p> <p>(9) 燃料油、潤滑油及びその他の可燃性油を含むタンクの弁の遠隔閉鎖装置について、現状良好であることを確認する。</p>	<p>UR Z1(Rev.10)の 2.3 (IMO 決議 A.1186(33) の Annex 1 中、2.2.2.32) 及び SOALS 条約 II-1/26.9 に基づき、適用対象が船体を貫通する配管であり、貫通部及び非金属性継手が喫水線下に位置する場合に限定されることを明確化。 また、関連する整備記録の確認を追加。</p>

「伸縮継手の現状検査」新旧対照表

新	旧	備考
<b>高速船規則検査要領</b>	<b>高速船規則検査要領</b>	
<b>2 編 船級検査</b>	<b>2 編 船級検査</b>	
<b>3 章 定期的検査及び機関計画検査</b>	<b>3 章 定期的検査及び機関計画検査</b>	
<b>3.6 機関の年次検査</b> <b>3.6.1 現状検査</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>-1. (省略)</li> <li>-2. (省略)</li> <li>-3. 規則 2 編 3.6.1(1)の適用上、次の(1)から(8)にもよる。</li> </ul> <p>(1) 重要な補機のうち 1 つが作動不能になった場合であっても、推進機関の正常な作動を維持又は回復できることを確認する。</p> <p>(2) 主機、推進補機及び船舶の安全のための重要な補機を操作する装置の現状を確認する。</p> <p>(3) 機関制御室から主機及び他の機関を操作する装置の現状を確認する。</p> <p>(4) 機関、ボイラその他の圧力容器、並びに関連する管装置及び取付物が、可動部、高温部及びその他の危険部位に十分な考慮を払い、船上の人員の危険を最小限とするよう設置及び保護されていることを確認する。</p> <p>(5) 船外からの援助を受けることなく、デッドシッ</p>	<b>3.6 機関の年次検査</b> <b>3.6.1 現状検査</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>-1. (省略)</li> <li>-2. (省略)</li> <li>-3. 規則 2 編 3.6.1(1)の適用上、次の(1)から(8)にもよる。</li> </ul> <p>(1) 重要な補機のうち 1 つが作動不能になった場合であっても、推進機関の正常な作動を維持又は回復できることを確認する。</p> <p>(2) 主機、推進補機及び船舶の安全のための重要な補機を操作する装置の現状を確認する。</p> <p>(3) 機関制御室から主機及び他の機関を操作する装置の現状を確認する。</p> <p>(4) 機関、ボイラその他の圧力容器、並びに関連する管装置及び取付物が、可動部、高温部及びその他の危険部位に十分な考慮を払い、船上の人員の危険を最小限とするよう設置及び保護されていることを確認する。</p> <p>(5) 船外からの援助を受けることなく、デッドシッ</p>	

## 「伸縮継手の現状検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p>プ状態から機関を始動し、運転可能とする手段が設けられていることを確認する。</p> <p>(6) 実行可能な限り、主電源及び照明機器を含む電気設備の外観検査並びに当該電気設備の作動状態が正常であることを確認する。</p> <p>(7) 衝撃、火災及びその他の電気に起因する危険性に対する措置について、保守されていることを全般的に確認する。</p> <p>(8) 船側を貫通する配管系統において、貫通部及び非金属性伸縮継手が最上位の喫水線より下方に位置する場合に、当該継手の現状を、外観検査により確認し、関連する整備記録を確認する。</p>	<p>プ状態から機関を始動し、運転可能とする手段が設けられていることを確認する。</p> <p>(6) 実行可能な限り、主電源及び照明機器を含む電気設備の外観検査並びに当該電気設備の作動状態が正常であることを確認する。</p> <p>(7) 衝撃、火災及びその他の電気に起因する危険性に対する措置について、保守されていることを全般的に確認する。</p> <p>(8) <u>外観検査により、海水系統の伸縮継手の現状を確認する。</u></p>	<p>鋼船規則検査要領 B 編 B3.3.1-5.(8)の改正と同様</p>
附 則		
<p>1. この改正は、2026年1月1日（以下、施行日という。）から施行する。</p> <p>2. 施行日前に申込みのあった検査については、この改正による規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>		